旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 26 年６月 11 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①遊トラベルサービス　②第３種旅行業　③茨城県知事登録旅行業３―530号　④遊トラベルサービス　茨城県北茨城市華川町臼場326―56　代表者　佐藤輝昭　⑤遊トラベルサービス　茨城県北茨城市華川町臼場326―56　⑥平成16年３月16日　⑧平成26年２月26日　⑩300万円　⑪茨城県知事　⑫茨城県北茨城市華川町臼場326―56　遊トラベルサービス　代表者　佐藤輝昭

Ｂ　①有限会社夢生活舎（齊藤トラベル）　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３―954号　④有限会社夢生活舎（齊藤トラベル）　埼玉県草加市旭町２丁目１―23―205　代表取締役　齊藤守　⑤本社営業所　埼玉県草加市旭町２丁目１―23―205　⑥平成16年５月14日　⑧平成26年５月13日　⑩300万円　⑪埼玉県知事　⑫埼玉県草加市旭町２丁目１―23―205　有限会社夢生活舎　代表取締役　齊藤守

Ｂ　①ニューバカンス株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―3327号　④ニューバカンス株式会社　東京都江戸川区南小岩七丁目32番４号　代表取締役　鈴木秀一　⑤本社　東京都江戸川区南小岩７―32―４　⑥平成６年３月28日　⑧平成26年５月７日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都江戸川区南小岩七丁目32番４号　ニューバカンス株式会社　代表取締役　鈴木雅子

Ｃ　①株式会社リゾネット　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5763号　④株式会社リゾネット　東京都中央区八丁堀二丁目24番２号　代表取締役　山本義憲　⑤本社営業所　東京都中央区八丁堀二丁目24番２号八丁堀第一生命ビル２階　⑥平成18年６月30日　⑨平成26年１月31日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都中央区八丁堀二丁目24番２号　株式会社リゾネット　代表取締役　山本義憲

Ｂ　①株式会社ケイ・アンド・ジー・ツーリスト　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―3306号　④株式会社ケイ・アンド・ジー・ツーリスト　東京都港区新橋二丁目16番１号　代表取締役　田中潤　⑤本社営業所　東京都港区新橋二丁目16番１号ニュー新橋ビル1125号　⑥平成５年11月24日　⑧平成26年５月13日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区新橋二丁目16番１号　株式会社ケイ・アンド・ジー・ツーリスト　代表取締役　田中潤

Ｂ　①アドヴァンストラベル　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―2002号　④アドヴァンストラベル有限会社　大阪市北区天満３丁目12―２　取締役　大島建治　⑤本社営業所　大阪市北区天満３丁目12―２　⑥平成11年５月18日　⑧平成26年５月９日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市北区天満３丁目12―２　アドヴァンストラベル有限会社　取締役　大島建治

Ｂ　①エヌティエスインターナショナル　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―1781号　④エヌティエスインターナショナル株式会社　大阪市西区阿波座１丁目２番10号　代表取締役　坂田篤　⑤本社営業所　大阪市西区阿波座１丁目２番10号本町岡村ビル７階　⑥平成８年７月10日　⑧平成26年４月21日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市西区阿波座１丁目２番10号　エヌティエスインターナショナル株式会社　代表取締役　坂田篤

Ｂ　①株式会社Ｌ―ＣＨＡＮＣＥ　ＰＬＡＮＮＩＮＧ　②第３種旅行業　③兵庫県知事登録旅行業第３―663号　④株式会社Ｌ―ＣＨＡＮＣＥ　ＰＬＡＮＮＩＮＧ　兵庫県神戸市須磨区多井畑南町12番地の27　代表取締役　徳山雅広　⑤本社営業所　兵庫県神戸市須磨区多井畑南町12番地の27　⑥平成23年１月６日　⑧平成26年５月14日　⑩300万円　⑪兵庫県知事　⑫兵庫県神戸市須磨区多井畑南町12番地の27　株式会社Ｌ―ＣＨＡＮＣＥ　ＰＬＡＮＮＩＮＧ　代表取締役　徳山雅広

Ｂ　①山口みすゞ旅行　②第３種旅行業　③山口県知事登録旅行業第３―108号　④山口みすゞ旅行　山口県長門市仙崎1327番地１　⑤山口みすゞ旅行　山口県長門市仙崎字向円究寺2023番地　⑥平成21年３月23日　⑧平成25年８月31日　⑩300万円　⑪山口県知事　⑫山口県長門市仙崎1327番地１　早川建明

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 26 年６月 11 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。